

## 特 約 条 項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(建設リサイクル法)

第2条 この契約は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)の適用を受けない工事とする。

(契約の保証)

第3条 第4条は、適用しない。

(前払金等)

第4条 第35条から第38条、第44条は、適用しない。

(仮契約)

第5条 第59条は、適用しない。